

雇用保険法施行規則の一部を改正する 省令案要綱

厚生労働省発職 0115 第 4 号

令和 3 年 1 月 15 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用調整助成金制度の改正

一 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第三十二条第一項第二号に掲げる区域（以下「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について同項第一号に掲げる期間に特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の短縮、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることの要請を受けて、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（以下「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）が行う休業（対象区域にある施設におけるものに限る。）については、助成率を五分の四とし、当該新型コロナウイルス感染症関係事業主が労働者を解雇していない場合には助成率を十分の十とすることとする。

二 対象区域の属する都道府県以外の都道府県の知事であって職業安定局長の定めるものが管轄する区域について職業安定局長の定める期間に、基本的対処方針に沿って行う対象区域の属する都道府県の知事

が行う一の要請に準じた取組（以下「準じた取組」という。）を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う休業（準じた取組を行う区域にある施設におけるものに限る。）については、助成率を五分の四とし、当該新型コロナウイルス感染症関係事業主が労働者を解雇していない場合には助成率を十分の十とすることとする。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行し、令和三年一月八日以降に開始した休業について適用することとする。